

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第二章 農業恐慌の深化と農業防衛闘争の展開

第四節 税金闘争

一、税金の課徴と政府の徴税方針

吉田内閣の成立後、第五国会においてぼう大な予算が編成され、しかもインフレ収束の建前から一方において国税の増徴が決定され、他方において地方配付税の大巾な削減、土地改良、災害復旧、六・三制校舎建築国庫補助金の打ち切り等があり、これらはすべて地方産業とくに農村に対してきわめて重大な影響を与えるものであった。町村財政は近来悪化の一途をたどりつつあったところ、四九年に入ってより一層困難の度を増し埼玉、千葉県はじめ多くの府県で町村長の辞職がおこり、地方行政は危機的情勢をふかめていった。毎日新聞(五・一六)によれば、二、一七九カ町村の町村長はその職を辞するという状態に立至った。それはまた寄附金の強制、地方税の増徴を必然ならしめたが、窮迫しつつある農民には耐えがたい負担となり、ここにおいて四八年末以来の税闘争は四九年に入るや一層広汎に尖鋭にたたかわれざるをえなかったのである。

しかるに政府は都市と農村における滞納者の差押えを強行する一方、二月一〇日、国家地方警察本部刑事部長より各警察管区本部長宛「反税闘争の取締について」通牒を発し、また同二八日には「税犯法の取締りについて」いわゆる反税弾圧通牒を発して税闘争の一切を「撲滅する」強権的態度をとるにいたった。

二、「反税弾圧」に対する闘争 このような弾圧的措置に対して社会、共産、労農各党は眞向から反対の意を表明し、日農その他農民団体も全面的にたたかいを開始した。

「国家地方警察は経済九原則に便乗して『税犯取締に関する通牒』を出して我々の正しい納税運動をも弾圧しようとした。本部は直ちに国家警察に抗議し、之が取締りを迫った」(日農第三回大会一般報告二ページ)

また地方においても農民団体の抗議や反対声明が発せられた。たとえば神戸農業復興会議は三月四日声明書をもって、反税弾圧と断乎闘うと発表した。

「今般国警本部は反税運動に対して強力な措置を通達したと発表されている。吾々は日本の速かなる再建と独立のため、連合国より示された経済九原則に基き、健全財政確立のため徴税の強化はむしろ支持するものであるが、之に便乗して徒に農民を威圧し民主的申告制度を無視した天下り課税を強行することは盛り上る農業復興を阻害するものである。かかる意図に対しては我々は断乎闘わざるをえない。(後略)」

三、中央地方における税闘争の発展 政府の取締り政策によって納税民主化、適正化の農民闘争は半ば合法性をうばわれ、いちじるしく困難になったが、四月全国農民代表者会議、シャープ博士への農民団体連名による税制改革意見の提出、七月農業危機突破農代会議等中央の政治的闘争から村々における税闘争は広汎に展開され、所得税更正決定に関してはとくに激しい波状的交渉がおこなわれた。共産党系日農支部は税闘争を土地闘争供出闘争とむすびつけることに努力

し、反別割りによる天下り課税反対、かくし田摘発を執拗に宣伝し、すすんで税制そのものに対する闘争にも発展せしめた。これはまた同党の主導による「町村政綱領」の制定、民主的町村税体系の実施にまで進展し、部分的ではあるが成功的に行われた。たとえば香川県琴平町における高度累進課税体系の制定はその好い事例である。

琴平町では共産党を中心とする民主琴平建設同盟の手によって四七年度住民税の決定に当り高度累進法を採用し、佳民の〇・五%に当る少数の資産家に総税額の五〇%を負担せしめることとなった。

琴平町におけるこの税制の採用はきわめて特殊な例ではあるが、県内外に反響をよび、善通寺、丸亀、坂出市等でも税制闘争がおこされ、奈良県高見村でも村民大会で累進課税が決議された。福岡県本郷村、鹿児島県吉田村、山口県久賀町、岐阜県上宝村、長野県諏訪市等々のような上に重く下に軽い累進税が制定されたが、それは主として地方政治機構に民主的政党の勢力の強いところである。もっとも、町村内部における累進税制定の実現も、それは県段階における税制改革にまで進むことはできず、したがって町村における税闘争が直接中央国家権力との闘争にまで発展するという事はなかった(この点については、町村政綱領と農民闘争の項参照)。

さて四九年初めより当局の取締りをかけてたたかわれた所得税更正決定をめぐる農民の闘争は、村、県、中央をつらね、全国的にたたかわれたが、その一応の結末につき日農本部はつぎのように報告している。

「かかる長期に亘る組織的な闘争は、全国の日農組織は勿論、他の農民組織も参加し本部に集った闘争資料は山積されたのであったが、しかるにたまたま吉田反動内閣の成立は強烈なる権力を行使して徴税し、我々の日夜のめまぐるしい闘争にもかかわらずその成果は初期の如くあげることはできなかつた。しかし乍ら我々は此の闘争を通じてより大きな収穫を得たのである。それは黙っていたらほとんど全てをとられてしまうような、ぼう大な悪税に対してこれを最少限におさえ且つ減免せしめたこと、又かかる悪税を強行し強奪するものが何であるかということ、即ち我々の正しい要求をもかえりみないものが明かとなったことである。涙の出るような闘争をつずけて来た新潟の一農民は『今度の税金闘争は思う存分たたかたが望ましくなかつた。しかし来年はあの大きな壁をたたきつぶさねばならない』と反動保守政権、独占資本の代弁者を指すのであった」(第三回大会報告書二ページ)

また日農はじめ各組織はシャープ博士一行に税制改革案等を提示して農民に有利な税制の確立につとめ、政府の意図した源泉課税方式にはとくに強く反対して、ついにその制定を喰止める等の各種の運動を行った。

四、主要な税闘争事例

○奈良県馬見村

新制中学校々舎新築にからまる不正事件を機に、重税反対の農民の不満が一時に爆発し、八月二〇日、千数百人の村民大会がひらかれ、村税の賦課には、金持ちにはより多く税をとれと、累進税率を決定し、村長に承認させた。

○福岡県本郷村

日農、その他民主勢力が中心になり税務協力委員会で課税等級を六〇級にわかち、最高一〇万円、最低二〇万円とし、高度累進村民税をきめ、これを部落公聴会にかけて村民に納得させ、ついに村会において承認された。この案によれば村税担当者四七五名の内約二〇名が総税額の六〇%を負担することになった。

○福岡県

福岡県農村連盟は課税対策委員会をもうけ、各町村に「完納組合」をつくり、税務講習会や冊子「正しい申告のし方」五万部の作成配布等準備活動をし、佐賀、宮崎、長崎各県とも連絡し、財務局、主税局へ四回におよぶ直接交渉を行い、所得税更正決定に当っては相当の成果を勝ち得た。この運動において、村では全財労組との懇談会をも行った。ある村では、免税者四名、更正額最高一万二千円から最低九三五円におよび、平均一戸当り二、五〇〇円の是正となった（「農業復興」）。

福岡日農の統一派勢力の強い村では農民のみならず大工、木こりその他全村民が組合に入り税金闘争をたたかい、県内で二万戸は自主申告を行い、更正決定期には組合員三倍増加の組織活動をこれにむすびつけてたたかった。

○秋田県一日市

四月一五日、一日市、面湯など五カ町村三百余名の農民は土崎税務署に参集して不当課税反対農民大会をひらき、税務署と交渉の結果、つぎの三点につき確約を得た。一、再審査の要求書をうけて審査しなおす、二、各町村代表を必要経費その他について調査をする、三、延滞料、加算料は善処する。

なおこの大会を前にひらかれた新城村役場前の農民大会には村長、村議も参加し、交渉には国鉄労組委員も協力した（「アカハタ」四・二五）。

○静岡県

果実、茶など商品作物の高値でインフレ景気に潤った村も、四九年に入って急転し、金ずまりに悩み、当然税金闘争が主となったが、日農、農青連の統一的指導は弱く、郡、町村単位の税適正化運動を行った。

○佐賀県三養基郡

四八年よりひきつづき税金闘争はあらゆる方法を利用し広汎執拗につづけられ、三養基郡中心に農民を動員し、平均七〇%におよぶ減税をたたかいとった村もある。農青連、農協組と日農との共闘態勢が出来ているので統一的闘争が効果的に行われた。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
